

第16期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 会社の体制及び方針

計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

ブティックス株式会社

上記の事項に係る情報につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://btix.jp/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権	第12回新株予約権
発行決議日		2014年6月25日	2016年8月2日
新株予約権の数		6個	11個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式12,000株 (新株予約権1個につき2,000株) (注) 1	普通株式22,000株 (新株予約権1個につき2,000株) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり50,000円 (1株当たり25円)(注) 1	新株予約権1個当たり70,000円 (1株当たり35円)(注) 1
権利行使期間		2017年6月1日から 2024年5月31日まで	2019年7月1日から 2026年6月30日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 6個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 22,000株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	—	—

		第14回新株予約権
発行決議日		2019年5月13日
新株予約権の数		4個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式800株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり351,000円 (1株当たり1,755円)(注) 1
権利行使期間		2022年6月1日から 2024年5月31日まで
行使の条件		(注) 3
役員の保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 4個 目的となる株式数 800株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員)	—

(注) 1. 2021年6月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されています。

2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。
 - ① 新株予約権者が、当該新株予約権を行使する前に、禁錮以上の刑に処せられる行為を行った場合、新株予約権を行使することができないものとする。
 - ② 新株予約権の割当てを受けた者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、執行役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。
 - ③ 新株予約権の割当てを受けた者が、権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人は当該新株予約権を行使することはできない。
 - ④ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2020年3月期及び2021年3月期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書。以下同じ。）の営業利益の合計額が、500百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を全て行使することができる。
- ただし、上記が達成されない場合においても、2020年3月期及び2021年3月期の営業利益がいずれも136百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権の数の20%を限度として行使することができる。なお、営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役、監査役または従業員であることを要する。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるその他の条件に違反した場合、新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021年1月13日の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である弁護士 園部洋士氏に対し、新株予約権を発行することを決議し、2021年2月1日に付与いたしました。

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっております。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発行決議日	2021年1月13日	2021年1月13日
新株予約権の数	400個	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式80,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1	普通株式320,000株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.5円) (注) 1	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり0.5円) (注) 1
新株予約権の行使価格	新株予約権1株当たり1,148円	新株予約権1株当たり1,148円
権利行使期間	2024年8月1日から 2028年1月31日まで	2027年8月1日から 2031年1月31日まで
行使の条件	(注) 2	(注) 3
割当先	園部 洋士 (注) 4	園部 洋士 (注) 5

(注) 1. 2021年6月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されています。

2. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

① 本第15回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第15回新株予約権を行使することができず、かつ、第15回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第15回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第15回新株予約権者」という。）のみが本第15回新株予約権を行使できることとする。

② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第15回新株予約権者に割り当てられた本第15回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第15回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a)2022年3月期または2023年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：100%

(b)(a)が未達成の場合で2024年3月期の営業利益が5億円を超過した場合
行使可能割合：50%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

③ 受益者は、本第15回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

④ 受益者の相続人による本第15回新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本第15回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第15回新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本第15回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第15回新株予約権を行使できないものとする。

⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。

3. 新株予約権の行使の条件は次の通りとする。

① 本第16回新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は本第16回新株予約権を行使することができず、かつ、第16回新株予約権発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本第16回新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本第16回新株予約権者」という。）のみが本第16回新株予約権を行使できることとする。

② 受益者は下記に定める各条件を充たした場合、各本第16回新株予約権者に割り当てられた本第16回新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本第16回新株予約権を行使することができる。なお、行使可能割合によって行使可能個数に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(a)2023年3月期から2025年3月期におけるいずれかの事業年度の営業利益が10億円を超過した場合

行使可能割合：50%

(b)2023年3月期から2026年3月期におけるいずれかの連続する2事業年度の営業利益の累計額が25億円を超過した場合

行使可能割合：100%

なお、上記営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される監査済みの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同様。）に記載された営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書にのれん償却費及び新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を排除した調整後営業利益をもって判定するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- ③ 受益者は、本第16回新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。
 - ④ 受益者の相続人による本第16回新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本第16回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本第16回新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本第16回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 当社と受益者との間で締結する新株予約権の取得に関する覚書に定めるその他条件に違反した場合、本第16回新株予約権を行使できないものとする。
 - ⑧ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
4. 園部洋士は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2024年7月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。
5. 園部洋士は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（2027年7月31日）時点の当社役員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
PwC京都監査法人

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,660千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 解任不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」「行動指針」を制定し、役員及び役職者はこれを率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続して行い、健全な企業風土の醸成に努める。
 - ・ コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、常勤役員等で構成する経営会議にて、コンプライアンス体制の構築・管理・維持にあたる。
 - ・ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - ・ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
 - ・ 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な請求には断固としてこれを拒絶する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ・ 取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ リスク管理規程及びリスク対応マニュアルを制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - ・ 危機発生時には、対策本部を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役会は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、経営計画を策定する。
 - ・ 取締役会規程、組織及び職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - ・ 取締役会を毎月1回定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- ・ 社外取締役は、適宜社長及び他の取締役と経営状況についての情報交換を行い、適切に助言を行う。
 - ・ 経営会議を設置し、主に事業運営に関わる事項について協議し、取締役会決議事項を除く経営上の業務執行の基本事項について検討し、業務執行の効率化を図る。
- ⑤ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査等委員会の求めに応じて、取締役会は監査等委員会と協議の上、補助使用人を任命し、当該監査業務の補助に当らせる。
 - ・ 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性の確保及び監査等委員会からの補助使用人に対する指示の実効性の確保のため、補助使用人の異動、人事考課及び賞罰は監査等委員会の同意を得るものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 監査等委員は、取締役会の他、経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員に報告する。
 - ・ 取締役及び使用人は、監査等委員からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
 - ・ 報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、内部通報規程に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査等委員への適切な報告体制を確保する。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、法令に従い、公正かつ透明性を担保する。
 - ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査等委員会は、監査法人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
 - ・ 監査等委員会は、監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ・内部統制担当を置き、計画に基づき職務の執行状況をモニタリングし、内部統制システムが有効に機能しているかについて個別に検証を行い、必要と認められる場合には代表取締役社長への報告を行う。
 - ・代表取締役社長は、内部統制担当、内部監査担当、監査等委員からの報告をもとに、全社的な統制活動及び業務プロセスの統制活動を強化し、経営会議を通じて必要な措置を講じる。
- ⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方
 - イ 当社の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
 - ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。
 - ・反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
 - イ 「反社会的勢力への対応ガイドライン」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全社員に配布するとともに適宜社内研修等を行い、周知徹底する。
 - ロ 反社会的勢力の排除を推進するために管理本部を統括管理部署とし、また、不当請求対応の責任者を設置する。
 - ハ 「反社会的勢力への対応に関する規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
 - ニ 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
 - ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
 - ヘ 反社会的勢力からの不当請求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役は全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行う他、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社は、リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、経営会議の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |         |         |          |         |         |           |
|---------------------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|-----------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金    |         | 自己株式    | 株主資本合計    |
|                     |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 |         |           |
|                     |         |         |         | 繰越利益剰余金  |         |         |           |
| 当期首残高               | 261,260 | 189,260 | 189,260 | 554,463  | 554,463 | △71,101 | 933,882   |
| 当期変動額               |         |         |         |          |         |         |           |
| 当期純利益               | —       | —       | —       | 349,419  | 349,419 | —       | 349,419   |
| 自己株式の取得             | —       | —       | —       | —        | —       | △64     | △64       |
| 自己株式の処分             | —       | —       | —       | △46,316  | △46,316 | 47,736  | 1,420     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —       | —       | —       | —        | —       | —       | —         |
| 当期変動額合計             | —       | —       | —       | 303,103  | 303,103 | 47,671  | 350,774   |
| 当期末残高               | 261,260 | 189,260 | 189,260 | 857,566  | 857,566 | △23,430 | 1,284,657 |

|                     | 新株予約権  | 純資産合計     |
|---------------------|--------|-----------|
| 当期首残高               | 11,890 | 945,773   |
| 当期変動額               |        |           |
| 当期純利益               | —      | 349,419   |
| 自己株式の取得             | —      | △64       |
| 自己株式の処分             | —      | 1,420     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 59,795 | 59,795    |
| 当期変動額合計             | 59,795 | 410,569   |
| 当期末残高               | 71,685 | 1,356,343 |

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 3～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年 |

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### (イ) 商談型展示会事業

商談型展示会事業においては、主に「商談型展示会」及び「商談型オンライン展示会」の開催を行っており、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足前の一定時点に前もって受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

##### 商談型展示会収入

主に商談型展示会の出展社に対する出展料収入であり、当社は出展社に対して出展小間（出展社に貸し出すために仕切られたスペースの単位）を提供する義務を負っております。当該履行義務は展示会開催期間中、出展小間の提供を行うことをもって充足されます。

#### 商談型オンライン展示会収入

主にオンライン展示会の出展社に対する、オンライン出展ブースへの動画掲載収入、来場者が資料請求を行うことに対する成果課金又はオンライン商談設定に基づく収入です。当社は出展社に対してオンライン上での動画掲載ブースを提供する義務、資料を来場者へ提供する義務又は出展社に対して商談のセッティングを代行する義務を負っております。

当該履行義務はオンライン上の展示会出展ブースの提供期間開始日から終了日までの間、オンライン上の出展ブースの提供や、来場者への資料提供又は出展社に対する来場者とのアポイント設定の完了をもって充足されます。

#### (ロ) M&A仲介事業

主にM&Aによる事業承継ニーズを有する事業者に対し、購入・売却条件が合致する案件を紹介し、顧客間での譲渡契約を締結させることによる成功報酬型での仲介手数料収入であり、当社は顧客に対して、購入・売却条件が合致する案件を紹介する義務を負っております。当該履行義務は譲渡・譲受企業が最終譲渡契約を締結した時点をもって充足され、当該M&Aが不成立となる要因が解消されたと判断した時に収益を認識しております。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足時点と至近する日に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

#### (ハ) その他

主に、介護事業者と配食・介護食のサプライヤーのマッチングによる収入であり、当社は介護事業者のニーズにマッチしていた場合、サプライヤーを紹介する義務を負っております。当該履行義務はサプライヤーとの契約期間満了をもって充足され、当社の紹介によりサプライヤーが得た収益の一部を手数料とし、収益として認識しています。また、取引の対価は、通常、収益の認識後1ヵ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでいません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項の但し書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来に渡って適用することといたしました。これによる計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### イ. 繰延税金資産

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 繰延税金資産 | 81,023千円 |
|--------|----------|

#### (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、将来事業計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された翌事業年度の事業計画における主要な仮定は、商談型展示会事業及びハイブリッド展示会事業においては出展小間契約数、M & A 仲介事業においては成約組数を踏まえた売上高、並びに変動費及び固定費であります。また、新型コロナウイルス感染症が当社の業績に与える影響は軽微であると判断しております。

商談型展示会事業及びハイブリッド展示会事業においては出展小間契約数、M & A 仲介事業においては成約組数が事業計画上の計画値を著しく下回った場合、翌事業年度において、繰延税金資産の取り崩しを行う可能性があります。

□. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |          |
|--------|----------|
| 有形固定資産 | 66,869千円 |
| 無形固定資産 | 58,177千円 |

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングをしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行い減損の兆候の有無を判定しております。

当該グルーピングをもとに事業別の営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合、あるいは、継続してマイナスとなる見込みである場合に減損の兆候があると判断し、対象資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。当事業年度においては、減損の兆候の有無の判定を行った結果、将来の使用見込みのない事業用資産を除き、減損の兆候はないと判断しております。

翌事業年度以降の事業計画の策定にあたり、過去実績及び契約進捗状況等に基づき、出展小間数又は成約組数の増加を主要な仮定として織り込んでおります。上記の仮定は、直近までのサービスの損益実績や、契約実績及び販売活動の状況を鑑み策定されておりますが、新型コロナウイルス感染拡大により展示会の開催ができなくなるなど、実際に発生した金額が見積りから著しく乖離する場合、翌事業年度に減損の兆候を識別し、減損損失を計上する可能性があります。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首    | 増加         | 減少 | 当事業年度末     |
|-------|------------|------------|----|------------|
| 普通株式  | 2,540,100株 | 2,540,100株 | 一株 | 5,080,200株 |

(注) 2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより2,540,100株増加しております。

##### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 26,415株

##### (3) 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 102,000株

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 未払事業税     | 11,106千円 |
| 未払費用      | 8,341千円  |
| 賞与引当金     | 51,180千円 |
| 固定資産減損損失  | 9,599千円  |
| 敷金償却額     | 796千円    |
| 繰延税金資産合計  | 81,023千円 |
| 繰延税金負債合計  | 一千円      |
| 繰延税金資産の純額 | 81,023千円 |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な運転資金を主に銀行借入によって調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び前渡金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては管理本部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、主に建物賃借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては管理本部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である未払金及び前受金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。これらは、資金調達に係る流動性リスクに晒されておりますが、当社は資金繰り予測をする等の方法により管理しております。

借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、返済期限は決算日後、最長で8年5ヵ月後であります。当該借入金については変動金利による借入金もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、管理本部において金利動向のモニタリングを通じ、リスク軽減を図っております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### I. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、営業債権について各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理本部が取引相手ごとに期日及び残高管理をすることで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### II. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払をできなくなるリスク）の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に確保することで、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額    |
|-------------|----------|---------|-------|
| (1) 預け金     | 100,500  | 100,500 | —     |
| (2) 売掛金     | 52,899   | 52,899  | —     |
| (3) 前渡金     | 15,258   | 15,258  | —     |
| (4) 敷金及び保証金 | 84,519   | 84,519  | —     |
| 資産計         | 253,177  | 253,177 | —     |
| (1) 短期借入金   | 30,000   | 30,000  | —     |
| (2) 未払金     | 179,062  | 179,062 | —     |
| (3) 未払費用    | 37,139   | 37,139  | —     |
| (4) 前受金     | 213,969  | 213,969 | —     |
| (5) 長期借入金※  | 103,500  | 96,479  | 7,020 |
| 負債計         | 563,671  | 556,651 | 7,020 |

※ 長期借入金には1年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、

それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## 資産

### (1) 預け金、(2) 売掛金、(3) 前渡金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを合理的に見積もりをした敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率を零として時価を算定しております。

## 負債

### (1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 前受金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、債務額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|     | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----|---------|-------------|--------------|------|
| 預け金 | 100,500 | —           | —            | —    |
| 売掛金 | 52,899  | —           | —            | —    |
| 前渡金 | 15,258  | —           | —            | —    |

(注) 敷金及び保証金につきましては、返還期日が確定しないため記載しておりません。

(注) 3. 借入金の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超    |
|-------|--------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 短期借入金 | 30,000 | —           | —           | —           | —      |
| 長期借入金 | 8,610  | 8,760       | 8,760       | 12,260      | 65,110 |

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、商談型展示会事業、ハイブリッド展示会事業、M&A仲介事業及びその他を基本にして組織が構成されており、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの事業で計上する収益を売上収益として表示しています。これらの分解した売上収益と各事業の売上収益との関連は以下に記載のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 報告セグメント      |                 |             |           | その他<br>(注) | 合計        |
|-----------------------|--------------|-----------------|-------------|-----------|------------|-----------|
|                       | 商談型<br>展示会事業 | ハイブリッド<br>展示会事業 | M&A仲介<br>事業 | 計         |            |           |
| 商談型<br>展示会収入          | 650,962      | —               | —           | 650,962   | —          | 650,962   |
| 商談型<br>オンライン<br>展示会収入 | 125,283      | —               | —           | 125,283   | —          | 125,283   |
| M&A仲介<br>収入           | —            | —               | 1,308,518   | 1,308,518 | —          | 1,308,518 |
| その他                   | —            | —               | —           | —         | 6,286      | 6,286     |
| 顧客との<br>契約から<br>生じる収益 | 776,245      | —               | 1,308,518   | 2,084,763 | 6,286      | 2,091,050 |
| その他の収益                | —            | —               | —           | —         | —          | —         |
| 外部顧客への<br>売上高         | 776,245      | —               | 1,308,518   | 2,084,763 | 6,286      | 2,091,050 |

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、配食マッチング事業です。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(イ) 商談型展示会事業

①商談型展示会収入

主に商談展示会の出展社に対する出展料収入であり、出展小間数に小間単価を乗じた金額を収益として認識します。

②商談型オンライン展示会収入

主にオンライン出展ブースへの動画掲載収入や来場者が資料請求を行うことに対する成果課金又は、オンライン商談設定に基づく成果課金を収益として認識します。動画掲載収入については、掲載期間に渡り収益を認識し、成果課金については資料請求や商談設定の件数に単価を乗じた金額を収益として認識します。

(ロ) ハイブリッド展示会

主に商談展示会の出展社に対する出展料収入であり、出展小間数に小間単価を乗じた金額を収益として認識します。また、オンライン上の動画掲載ブースについては、掲載期間に渡り収益を認識し、成果課金については資料請求や商談設定の件数に単価を乗じた金額を収益として認識します。

(ハ) M&A仲介事業

主にM&Aによる事業承継ニーズを有する事業者に対し、購入・売却条件が合致する案件を紹介し、顧客間での譲渡契約を締結させることによる成功報酬型の仲介手数料収入であり、案件の成約によって得られる手数料を収益として認識します。

なお、当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、213,969千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年以内に収益を認識することを見込んでいます。

8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 254円20銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 69円43銭  |

(注) 当社は、2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。  
当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事業に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(減損損失)

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

(単位：千円)

| 場所    | 用途    | 種類     | 減損損失   |
|-------|-------|--------|--------|
| 東京都港区 | 事業用資産 | ソフトウェア | 27,664 |

事業用資産については、管理会計上の区分を基礎とした事業単位をグルーピングの最小単位としております。商談型展示会事業の一部の事業用資産について、将来の使用見込みが無くなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、特別損失に計上しております。なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、使用価値は零と算定しております。